

1. パート労働者 社会保険適用拡大か？

パートタイム労働者への、厚生年金・健康保険の社会保険適用拡大の厚生労働省の最終案が明らかになりました。現在、パートタイム労働者は、1日または1週間の労働時間が正社員の4分の3以上あり、かつ1ヶ月の労働日数が正社員の4分の3以上ある場合に社会保険の被保険者として取り扱うことになっていて、具体的には1週間に30時間以上働く場合に適用となります。4月に支払う給与から介護保険料と雇用保険料の料率が変わります。別紙にて詳細をご確認ください。

これに対し厚労省の最終案では、勤務期間が1年以上で98,000円以上の給料と条件つきながら、1週間に20時間以上働く場合には適用となります。従業員300人以下の中小企業は当面、適用を猶予することになります。あくまでも猶予であり除外条件ではありません。適用拡大は、2004年にも議論されましたが、そのときは小売業界や飲食業界の強い反対により見送られました。今回は条件をつけることにより対象を限定し、妥協しました。安倍首相は今回の適用拡大を、格差解消のための「再チャレンジ支援策」の一環と捉えています。

少子高齢化が進み、また非正規社員の数が増大している現状では、やむを得ない適用拡大なのかもしれませんが、保険料負担増を免れない会社にも、従業員にもつらい適用拡大になります。なお、最終案は国会に提出され審議されたあとでの実施となりますので、実施時期はまだはっきりしていません。

社会保険適用拡大条件

- 週の労働時間が20時間以上
- 賃金が月98,000円以上
- 1年以上の勤務期間

(従業員300人以下の中小企業は、当面適用が猶予されます。)

2. 保険料改定のお知らせ【重要】＜平成19年4月支給の給与からの変更＞

4月に支払う給与から雇用保険料の控除額が変わる可能性があります。国会での成立が遅れております。詳細は別紙の「法改正情報」でご確認ください。

3. 今月のQ & A ＜業務請負と雇用契約について＞

Q. 自動販売機設置代理店です。現在、各地に設置してもらっている自販機の集金業務を社員が行っていますが、経費削減とリスク回避を考え、業務請負契約に転換させることは可能でしょうか？

A. 業務請負契約は、以前より生命保険の外交員や予備校の講師など普及はしていましたが、最近では委託営業等の名目で制度導入が加速しております。しかし、契約書上では請負契約でも、実態は雇用契約と判断されるグレーゾーンのなものも多く見られ、「偽装請負」としてマスコミでもしばしば取り上げられております。ここで簡単に業務請負と認められるための要件をあげます。労働者が請負契約課の判断は、契約時、雇用か請負契約かといったことで決定されるのではなく、事業主と使用従属関係があるかどうか、実態で判断されます。

業務請負と認められるための要件（以下の9項目を総合的に判断します。

仕事は請負側で選べ、依頼を断ることができる 労働時間や就業場所の拘束を受けない

仕事の進め方・方法など細かい指示を受けない 請負契約をしている者は個人事業主として開業届を提出済

事業所得として申告している、所得税の申告状況を確認 会社の社会保険、労働保険に未加入

自己の所有の機材を持ち込んで作業をする 経費は自己負担 適正価格で仕事を受注している

以上の内容からみて、集金ルートを会社が指定したり、毎日の集金作業時間が決まっていたり、仕事に対し指揮命令が及ぶ可能性が高い場合は難しいと考えられます。請負契約に転換する場合は細心の注意を払って、従業員の方としっかりと話し合い、契約条項を吟味し、進めていく必要があるでしょう。

編集後記

メタボリックシンドロームと診断されたらとにかく体重を減らすことが重要ですね。スキー仲間のMさんは、ぼっちゃりおやじ。おおらかで楽しい彼はお酒を飲むとますますパワーアップ。「おれはちよいメタオヤジだ～」と完全にそのニックネームが気に入っている模様。がんばれ親方！ さて、政管健保では生活習慣病予防の健診もありますので、お気軽にお問い合わせください。(秋山)



社会保険労務士事務所
あおぞら人事・労務サポート
秋山幸子 (登録 NO.13050514)
三鷹市下連雀 4-15-33-710
TEL: 0422 - 44 - 9487
FAX: 0422 - 44 - 9477
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com